指定居宅介護支援事業者向け資料

・介護支援専門員証の有効期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について・・・・・・	2
・指定居宅介護支援事業所の管理者要件について・・・・・・・・・・・・・・・3~	8
・主か指道車頂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

【重要なお知らせ】

介護支援専門員証の有効期間 ~確認してください~

介護支援専門員証の有効期間は5年です。

ご本人 →

事業者 →

必ず1年に1回 有効期間の確認を!

有効期間切れで介護支援専門員の業務 (管理者業務も含む)を行った場合

介護保険法第69条の39第3項第3号により、

介護支援専門員としての登録が消除〟される場合があります。

更新研修を受講したにもかかわらず更新手続きを忘れて 介護支援専門員の業務を行った場合、処分の対象となります。 有効期間の確認、更新手続きを必ず行ってください。

- ※登録の消除処分となった場合は、処分の日から起算して5年間は 介護支援専門員として登録できません。また、登録を受けるために は介護支援専門員実務研修を再度受講する必要があります。
- ※令和5年8月現在、<u>有効期間満了日が令和3年1月1日~令和5年12月</u> 31日で大阪府登録の介護支援専門員に、特例措置が講じられています。 詳細は、大阪府/介護支援専門員情報のホームページをご確認ください。

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

▼文字サイズ: 縮小 標準 拡大

教育・学校・ 音小年 健康・医療 商工・労働 リサイクル 水産業 観光・文化 都市整備 危機管理 市町村 都市魅力・都市計画・防災・安全・府政運営・ くらし・住まい 人権・男女 福祉• まちづくり 共同参画 子育て 青少年

ホーム > <u>福祉・子育で</u> > <u>高齢者</u> > <u>介護支援専門員情報</u> > 【重要】新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の <u>はじめての方へ</u> サイトマップ 特例措置について

【重要】新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について







更新日: 2021年8月26日

特例措置の概要

新型コロナウイルス感染症の影響や大阪府介護支援専門員法定研修の実施状況等を踏まえ、下記の対象者については、大阪府が認 める期間内は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとします。

特例措置の対象者

大阪府登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が**令和3年1月1日から令和5年12月31日**までの者

大阪府が認める期間

本来の有効期間満了日の翌日から2年間(有効期間満了日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの者は3年間)

特例証明の取扱い

対象者が介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格を証明する際、以下の**新型コロナウイルス感染症に係る資格喪失の特例適用** 証明を提示することにより、有効期間満了後であっても資格が喪失していない特例期間を証明することができます。

- ○有効期間満了日が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの方は<u>こちら [PDFファイル/60KB]</u>
- ○有効期間満了日が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの方は<u>こちら [PDFファイル/61KB</u>]
- ○有効期間満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの方はこちら[PDFファイル/60KB]

研修修了後の介護支援専門員証等の有効期間について

特例措置で定めた有効期間内に研修を修了した場合、新たな介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間は、<mark>現在の介護支</mark> 援専門員証等の有効期間満了日の翌日から5年間となります。

(例)

現在の有効期間満了日	特例措置の終期	新たな有効期間の始期	有効期間満了日	
令和3年5月31日	令和6年5月31日(※)	令和3年6月1日	令和8年5月31日	

※この日までに必要な研修を修了の上、資格の更新が必要となります。

留意事項

- ・今回の特例措置によって、現在の有効期間満了日が2年(3年)延びるということではありません。特例措置で定めた有効期間内に、必ず更新に必要な研修 を受講し、更新申請等をして下さい。
- ・特例措置適用期間中の研修の受講について [PDFファイル/237KB]]をご確認下さい。

このページの作成所属

福祉部 高齢介護室介護支援課 利用者支援グループ







1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

<u>ホーム</u> > <u>福祉・子育て</u> > <u>高齢者</u> > <u>介護支援専門員情報</u> > 【重要】新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証等の特例措置について

お問合せ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

大阪府 (法人番号 4000020270008) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話) 06-6941-0351 **咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16** (代表電話) 06-6941-

0351

大阪府庁への行き方♪

© Copyright 2003-2022 Osaka Prefecture,All rights reserved.

主任介護支援専門員研修に関して

指定居宅介護支援事業所の管理者要件は

平成30年(2018年)4月1日から

主任介護支援専門員である必要があります。

(ただし、経過措置期間※があります。)

主任研修を修了していない指定居宅介護支援事業所の管理者(介護支援専門員)は、計画的に主任研修を受講するようにしてください。

但し、健康上の問題の発生や急な退職等、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者に配置出来なくなった場合、保険者に必要な届出を行うことで、一定の期間、介護支援専門員を管理者に配置することが可能です。

※経過措置期間が令和9年3月31日まで延長されましたが、適用対象は、令和3年3月31日時点で介護支援専門員を管理者として配置していた居宅介護支援事業所において当該管理者が職務を継続する限り、に限定されています。 つまり当該事業所が管理者を変更する場合、新たな管理者は、原則、主任介護支援専門員でなければいけません。

主任介護支援専門員研修の受講要件

1)共通要件

- 1 居宅サービス計画書(第1表から第3表)を提出し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者
- 2 介護支援専門員研修のうち、実務経験者研修を修了している者で、かつ以下のいずれかに、該当する者
 - ・専門研修課程 Ⅰ 及び専門研修課程 Ⅱを修了している者
 - ・実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了している者

2)個別要件 1~4のいずれかを満たす必要があります。

- 1 専任の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。(なお、指定居宅介護支援事業者管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- 2 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号 厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(なお、指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。
- 3 介護保険法施行規則第140条の66第1号のイ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配属されている者
- 4 その他、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者。(なお、大阪府では、この基準については、1以外で、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者とする。)

老振発 0605 第 2 号 令和 2 年 6 月 5 日

都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省老健局振興課長 (公印省略)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の 事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する 省令の公布等について(通知)

平成30年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第38号)を改正し、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業 所における管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更した。その際、 令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会において、居宅介護支援事業所の人材確保の 状況に関する議論が行われ、令和元年12月17日に「居宅介護支援事業所の管理者要件等 に関する審議報告」がとりまとめられた。この審議報告を受けて、令和2年6月5日に指 定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年 厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。)が公布されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、市町村(特別 区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し周知されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的な助言として発出するものである。

記

第一 改正の趣旨

平成 30 年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

1 管理者要件(改正省令第1条)

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない 理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

・ 令和3年4月1日以降、不測の事態(※)により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書(別添)を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予する とともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

- (※) 不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり
 - ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
 - ・ 急な退職や転居 等
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予(改正省令第2条)

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

第三 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

管理者確保のための計画書

事業所等情報										
		介護保険事業所番号								
	-11 18 I									
事業者・開設者	フリガナ					 	 	 	 	
	名称									
事業所等の名称	フリガナ 名称					 	 	 	 	
	石 柳									
1		サルトファルルロサルット	フィロユ							
1. 土仕// 護文援	専門貝を官埋	者とすることが困難であ	る埋世	1						
※ 当該状況を把	握できる書類	を提出し、代替すること	专可。							
2. 1.の理由が										
※ 解消の見込	※ 解消の見込みに係る計画内容(方法、工程等)と時期を可能な限り具体的に記載すること。									
		ナ.相口コ /トンキキ、ト-ファ)、								

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

令和 年 月 日(法人名)

(代表者名)

※ 当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式 以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではない。

参照条文

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

改正後	現行
(管理者)	(管理者)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生	2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生
省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介	省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介
護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)	護支援専門員でなければならない。
でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく	
困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専	
門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とす	
<u>ることができる。</u>	
3 (略)	3 (略)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)

改正後	現行
附則	附則
(管理者に係る経過措置)	(管理者に係る経過措置)
第三条 令和九年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正	第三条 平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定によ
後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介	る改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわ
護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六	らず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省

- 号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。
- 2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第二条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を」とする。

令第三十六号)第百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介 護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項 に規定する管理者とすることができる。

(新設)

居宅介護支援事業	<u>宅宅介護支援事業</u>					
項目	条例に定められた基準等(抜粋)	指導した際によくあるケースと改善ポイント				
運営に関する基準	六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。	【課題分析の実施】 ○課題分析に不備がある。 ○課題分析標準項目すべてについてのアセスメントを実施していない。 ○認定調査票をアセスメントに代えている。 ○課題分析標準項目によらない方法により課題分析を実施している。 ○居宅を訪問、利用者に面接して行っていない。 ○居宅を訪問、利用者に面接して行っていない。 ○居宅・ピス計画の変更時・更新認定時に実施されていない、もしくは記録が無い。変更のあった項目のみを記録に残している。 (ポイント) ・アセスメントについては、利用者の居宅(現に居住している場所であって、家族や親戚等の居宅でサービスを受けている場合にあっては当該居宅)における住居環境、地理的状況、段差をはじめとする生活環境なども踏まえて行うことから、原則として居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接することが必要である。				
	七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。	 【居宅サービス計画の作成】 1. 居宅サービス計画書(第1表)について ○通院等乗降介助の算定理由が明確にされていない。 ○生活援助中心型の算定理由が明確にされていない。 2. 居宅サービス計画書(第2表)について ○サービスの内容が具体的に捉えられていない。 ○長期、短期目標が設定されていない。 ○長期、短期目標の内容や目標達成までの期間が同じである。 ○居宅サービス計画の援助期間が過ぎているにもかかわらず、居宅サービス計画を更新していない。 ○福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の必要な理由が記載されていない。 ○院内介助の必要性が確認されていない。 ○院内介助の必要性が確認されていない。 (ポイント) ・居宅サービス計画における短期目標は、解決すべき課題及び長期目標に段階的に対応し、解決に結びつけるものとし、長期、短期目標ともわかりやすい具体的な表現とすること。 ・利用者の日常生活全般を支援する観点から介護保険外サービス(医療、配食サービス等)についても居宅サービス計画に位置づけるよう努めること。 				
	九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	【サービス担当者会議等】 ○利用者が利用する全てのサービス担当者を召集して、サービス担当者会議を開催し、専門的な見地からの意見を求めていない。(ただし、やむを得ない事情のある場合はサービス担当者に対する意見照会により意見を求めることができる。)また、その結果が記録されていない。 ○サービス担当者会議(やむを得ない場合はサービス担当者に対する意見照会)が、更新認定時や区分変更認定時に行われていない。また計画の変更の必要性の意見を求めた結果が記録されていない。				
	十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用 者及び担当者に交付しなければならない。 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対し て、訪問介護計画(大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)第26条 第1項に規定する訪問介護計画をいう。)その他の同条例において位置付けられている計画の提 出を求めるものとする。	【居宅サービス計画の交付】 ○居宅サービス計画が利用者及び利用者が利用する、すべてのサービス担当者に交付されていない。 ○同一法人で同じ場所に併設されるサービス事業所の担当者への交付を省略している。 ○指定居宅サービス事業者等に対して個別サービス計画書の提出を求めていない。 ○個別サービス計画書を受領しているが、内容を確認しておらず、居宅サービス計画書の内容との相違が見受けられる。 (ポイント) ・原則、サービス提供開始前に居宅サービス計画(利用者の同意のあるもの)をすべての居宅サービス事業所の担当者に交付すること。 ・担当者に対する個別サービス計画書提出依頼を行うこと。				

項目	条例に定められた基準等(抜粋)	指導した際によくあるケースと改善ポイント
運営に関する基準	十五 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 □ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。 十六 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合 □ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	 【モニタリング] ① 1月に1回以上、モニタリングの結果が記録されていない。 ○モニタリングに当たって、1月に1回以上利用者の居宅を訪問していない。 ○モニタリングの記録に不備がある。 ○利用者の解決すべき課題の変化が捉えられていない。 ○居宅サービス計画を変更するに至った経過や原因等が明らかにされていない。 (ボイント) ・指定居宅介護支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要である。 ・モニタリングに当たっては、居宅サービス計画作成後も、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、利用者の解決すべき課題に変化がないかどうかを把握し、解決すべき課題の変化が認められる場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更等が必要となる。 ①利用者及びその家族の意向・満足度等 ②援助目標の達成度 ③事業者との調整内容 ④居宅サービス計画の変更の必要性等これらについての具体的な記述がない状況では、居宅サービス計画の変更の必要性が不明なため、不十分である。また解決すべき課題の変化がない場合においても、居宅サービス計画で定めた援助目標が達成されているか、サービスの提供は適切であるか等を検証した結果の記録が必要である。
	十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握 (利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の 変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。 十七 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更につい て準用する。	【居宅サービス計画の変更】 ○居宅サービス計画の変更時に再度アセスメントが行われていない。 ○サービス担当者会議又は意見照会等の実施を行っていない。 ○居宅サービス計画の変更に際し、必要な手続きが行われていない。 ○新たに居宅サービス計画の変更に際し、必要な手続きが行われていない。 ○新たに居宅サービス計画に位置づける種類の居宅サービス等の追加や終了、福祉用具貸与の品目の追加等を「軽微な変更」とみなし、居宅サービス計画の変更及びその必要な手続きが行われていない。 (ポイント) ・居宅サービス計画の変更に際しては、次に掲げる事項を実施すること。 ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、アセスメントを実施すること。 ②利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討した、居宅サービス計画の原案を作成すること。 ③居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議又はサービス担当者に対する意見照会等により、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。 ④居宅サービス計画の原案について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 ⑤居宅サービス計画について、利用者から同意を得たときは、遅滞なく利用者及びサービスの担当者へ居宅サービス計画を交付すること。 参考:介護保険最新情報Vol.155(平成22年7月30日)・「軽微な変更」と判断した際には、その根拠について明確にしておくこと。
	十八 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に 提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認め る場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設へ の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支 援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サー ビスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発 的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければなら ない。	【総合的な計画の作成】 ○保健医療福祉サービス及び家族や地域等、介護給付等対象サービス以外の支援を含めた、総合的な計画となっていない。 (ポイント) 適切なケアマネジメントにおいては、家族や親族等による介護、保健所又は保健センターなどによる保健指導、配食サービスなどの市町村やNPOなどによるサービス、近隣住民や民生委員などによる見守りの状況、有料老人ホームなどによる施設職員の見守りなど、利用者の支援にかかわる様々な機関や個人との連携が必要であり、これらの情報を総合的に把握し、居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

項目	条例に定められた基準等(抜粋)	指導した際によくあるケースと改善ポイント
運営に関する基準	二十一 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。 二十二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	【主治の医師等の意見等】 ○主治の医師等に居宅サービス計画を交付していない。 ○交付したことが記録より確認できない。 (ポイント) ・主治の医師等に居宅サービス計画を交付した際は、そのことが確認できる記録を残すこと。 ・交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。 ・意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。
	二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リバリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。	【主治の医師等の意見等】 ○医療サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(訪問看護サービスを利用する場合に限る。)及び「看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護サービスを利用する場合に限る)を位置付ける際に、当該サービスを必要と認めた主治の医師等の指示内容(サービスの必要性、具体的な実施方法、実施期間等)を確認していない。 (ポイント)・医療系サービスを位置付ける際は、予め利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
	二十五 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 二十六 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。	【福祉用具貸与・特定福祉用具販売の計画への反映】 ○福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置づける場合に、その必要性が記載されていない。 (ボイント) ・福祉用具貸与 (貸与という) 及び特定福祉用具販売 (販売という) について、必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援が阻害されるおそれがあるため検討の経過を記録すること。このため、居宅サービス計画に貸与及び販売を位置づける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画にその必要性を記載すること。 なお貸与については、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して貸与を受ける必要性について検証し、必要性がある場合にはその理由を再び居宅サービス計画に記載すること。 ・また、軽度者 (要介護 1、要支援 2、要支援 1) に貸与を位置づける場合には「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年厚生労働省告示第94号) 第31号のイで定める状態像の利用者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の調査票について必要な部分 (実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分) の写しを市町村から入手すること。ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員に提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させそれを入手すること。さらに、介護支援専門員は当該軽度者の調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得た上で、入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付すること。
	第二十一条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	【管理者の責務】 〇管理者の責務を果たしていない。 〇管理者が各介護支援専門員の業務の実施状況を把握できていない。 (ボイント) ①従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握を一元的に行うこと。 ②従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うこと。

項目	条例に定められた基準等(抜粋)	指導した際によくあるケースと改善ポイント
	【特定事業所集中滅算】 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は必要事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を所管庁に提出するごと。	○特定事業所集中減算の確認を行っていない。 ○確認の結果、所定の割合を超えているにもかかわらず、正当な理由があると勝手に判断し、所管庁への提出を行っていない。 ○特定事業所集中減算について、必要事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を所管庁に提出すること。また、80%を超えなかった場合についても、当該書類を5年間保存すること。 ○80%を超えたサービスのみ提出している。 ○提出期限内の提出が徹底されていない。 (ポイント) ・平成30年度の介護保険制度改正に伴い、判定対象サービスは訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護となっている。なお、減算の要件に該当した場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用すること。
介護報酬に関する事項	【運営基準減算】 大臣基準告示第82号(厚生労働大臣が定める基準)に定める基準に該当する場合は、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。 また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数を算定しない。 の利用者自身によるサービスの選択 1 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下(1)において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の位置付けられた訪問介護等にとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者では指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。の居宅サービス計画の新規作成及び変更2居宅サービス計画の新規作成及び変更2居宅サービス計画の新規作成及び変更2居宅サービス計画の新規作成及び変更2に対しては、当該原本等所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った前月まで減算する。②当該事業所の介護支援専門員が、アービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。のサービス計画を利用者が要介護更新認定を受けた場合。第一大と担当を決議が開発されるに至った月の前月まで減算する。②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。更分で護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。モニタリング4居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング4居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング4居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング5)に当たっては、次の場合に減算されるものであること。 ②当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。	○運営基準減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定できないにもかかわらず、算定している。